

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年4月13日

豊川市監査委員
同
同

井田哲明
鈴木篤男
星川博文



定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

建設部 道路河川管理課

2 監査の範囲

令和6年4月1日～令和8年2月10日

3 監査の実施期間

令和7年9月30日～令和8年2月10日

4 監査の方法

監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

エ 公金の取扱事務について

オ 組織に関する事務について

カ 人事に関する事務について

キ 庶務に関する事務について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

豊川改修促進期成同盟会会計の出納事務について、収入調書が不備であった。豊川市準公金取扱基準第9条第1項第2号では「準公金の収入及び支出については、収入調書及び支出調書により、準公金管理者の決裁を受けること。」となっている。そのため、同基準の規定にしたがい改善されたい。

